

第7章 史跡の保存（保存管理）

1. 保存の方向性

（1）史跡全体の方向性

史跡飯盛城跡の本質的価値を確実に良好な状態で未来へと継承していくために、史跡飯盛城跡に関する継続的な調査研究、復旧等の遺構保存に関する対応、日常管理や防災対策によるき損等を未然に防ぐ対応、遺構の周辺環境を良好にするための自然環境・景観保全に関する対応、追加指定や公有化への対応を進める。また、現状変更等の取扱い基準を定め、史跡の本質的価値が損なわれない運用に努める。

（2）地区別の方向性

史跡指定地内は、場所ごとの特性に応じた保存・管理を行うために、保存・管理のための地区区分を設定し、別途方向性と方法を定めることとする。

地区区分は、城域のうち遺構保全のうえ公開活用を進める「公開活用エリア」、城域のうち遺構保全を進めるが安全上公開活用は行わない「遺構保全エリア」、城域に含まれない「山腹エリア」の3エリアに区分して、以下のとおり方向性を定める。

なお、地区区分の範囲はP92 図 142 に掲載している。

○公開活用エリア

「公開活用エリア」は城域のうち史跡の本質的価値を見学・体感しやすいエリアであるため、本質的価値を構成する要素である遺構を保存するための遺構の保存措置、遺構の定期的な点検等の日常管理、き損等を未然に防ぐ樹木管理等を進めるとともに、見学環境の整備等を行う。

○遺構保全エリア

「遺構保全エリア」は史跡飯盛城跡の本質的価値に関わる遺構が分布する城域内ではあるが、立地上公開活用に適さないエリアであるため、本質的価値を構成する要素である遺構の保存措置、遺構の定期的な点検等の日常管理、き損等を未然に防ぐ樹木管理等の遺構保護整備を中心に行う。

○山腹エリア

城域ではない「山腹エリア」は主に樹林地となっているエリアであり、見学者の安全性を確保しつつ山地災害を軽減・防止するために、登山道の維持管理、災害に強い森林環境の整備、治山施設の整備等を進める。

（3）史跡指定地外の方向性

史跡飯盛城跡の本質的価値をより明らかにするために、飯盛城の支城跡等の調査研究、史跡として指定が望まれる区域の追加指定の検討等を進める。

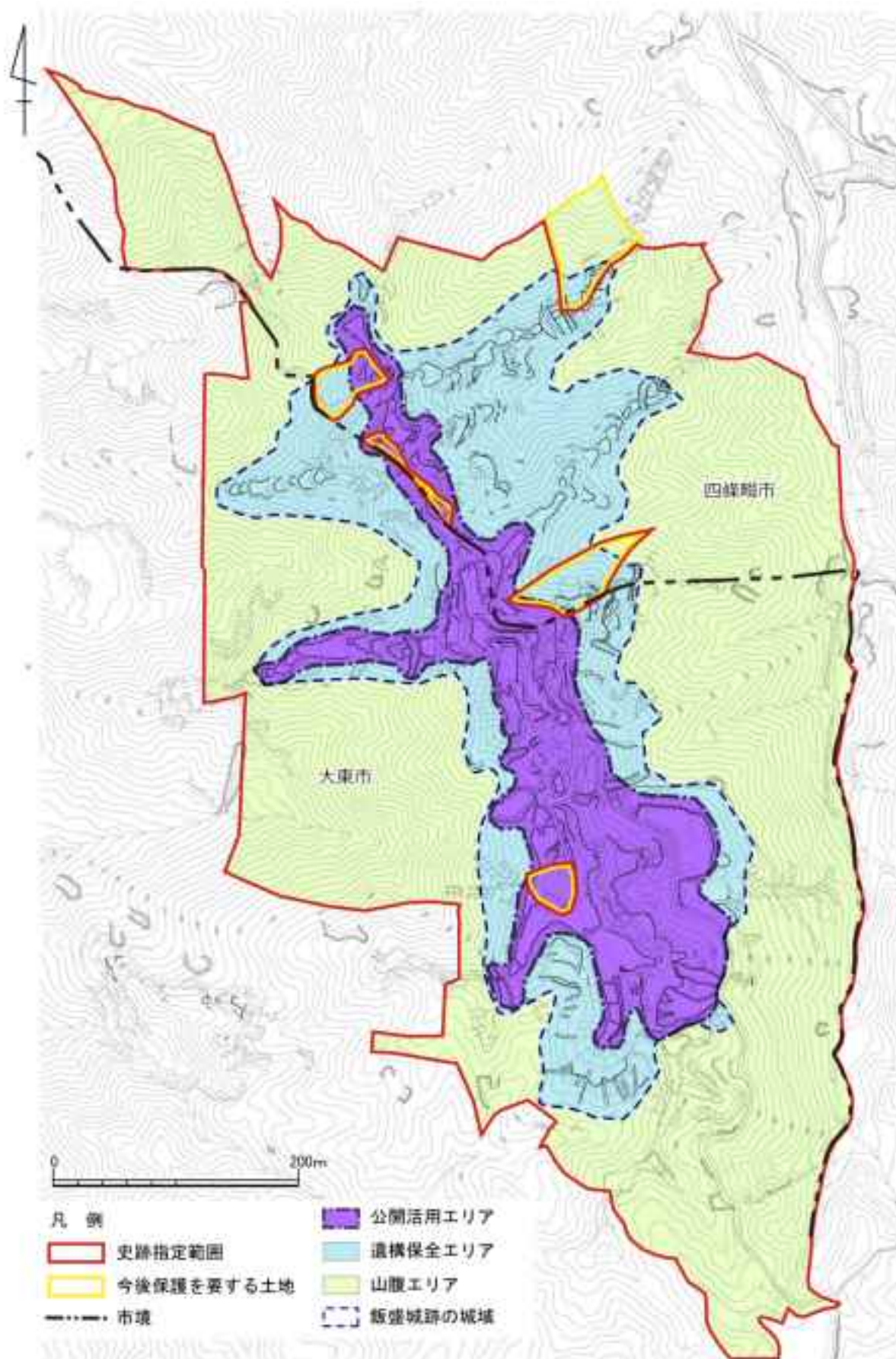


図 142 地区区分の範囲

2. 保存の方法

（1）史跡全体の方法

1）調査研究

- ・ 史跡指定地内には未調査の遺構があるため、遺構把握のための分布調査を継続的に実施する。
- ・ 把握済みの遺構については測量調査や発掘調査等を行い、飯盛城跡の状況をより詳細に把握する。調査成果は、データとして保存整理するほか、今後作成する石垣台帳(P96 図 143)に反映する。
- ・ 遺構保存に関する地質や遺構構造把握等の調査を早期に実施する。
- ・ 飯盛城跡の状況を解明するための発掘調査については、地形条件による制約があるため、曲輪等の発掘調査が可能な特定区域での実施を検討する。
- ・ 調査研究にあたっては、必要に応じて国や府、有識者、研究機関等の助言や協力等を受ける。
- ・ 市が主体的に実施する調査研究に限らず、飯盛城跡に関する調査研究成果の情報収集に努める。

表 26 今後想定される現地発掘・測量調査

区分	大東市域	四條畷市域
短期計画 (令和6年度 ～令和10年度)	● 曲輪群B石垣測量調査 ● II郭(本郭)石垣3・4測量調査 ● 石垣94測量調査 ● III郭 石垣6・7保存整備に伴う発掘調査	○ 曲輪群E石垣 22・41・42・43・44・45・74・90・91・92の測量調査 ○ V郭(御体塚郭)曲輪59の建物跡確認調査 ○ V郭(御体塚郭)堀切4の構造確認調査
中期計画 (令和11年度 ～令和15年度)	● 石垣1保存整備に伴う発掘調査 ● VIII郭 谷部曲輪の発掘調査	○ V郭石垣 17・19・29・39・40の測量調査 ○ VI郭石垣 20・32の測量調査 ○ VI郭曲輪 65・66の発掘調査

2）遺構保存

- ・ 遺構は現状保存を基本とする。
- ・ 既にき損している遺構の復旧方法について検討する。遺構の保存状態や立地環境、見学の可能性等から優先度を検討し、実施可能なものから順次復旧整備を進める。(→第9章「史跡の整備」)
- ・ 今後遺構のき損が進まないようにするために、地質や遺構の構造把握等の調査の成果を踏まえて、保全方法やき損時の対策方針を策定する。遺構の保存状態や立地環境、見学の可能性等から優先度を検討し、実施可能なものから順次保全対策整備を進める。(→第9章「史跡の整備」)
- ・ 遺構をき損しかねない樹木の伐採や表土流出を生じにくくする森林管理の考え方について検討する。枯損木や衰弱木等の危険木については、管理団体として所有者等の了解を得たうえで、可能な限り早期に伐採する。(→第9章「史跡の整備」)

3）日常管理・防災対策

- ・ 石垣の特性や現況を踏まえて適切に維持管理するために、石垣の構造や保存状態等の基本情報を記した基礎資料となる石垣台帳(P96 図 143～図 148)を作成する。石垣台帳は更新できるものとして、今後作成する石垣カルテや維持管理、整備事業等において活用する。
- ・ 遺構やその周辺部においてき損や劣化等の発生状況を早期に把握し、遺構保存のための早期に

対応できるようにするために、見廻り等の定期的な点検・管理を行う。点検にあたっては、石垣台帳を作成し、変化状況を確認できるようにする。

- ・ 史跡を適切に管理するため、土地所有者や活動団体等に本計画で定める現状変更等の取扱い基準について周知するなど、遺構保存に関する理解促進を進める。
- ・ 史跡指定地内には治山施設(治山堰堤)等が含まれており、大阪府等が実施する山地災害を防ぐ事業の実施に協力する。
- ・ 災害発生時に、早期に遺構保護のための対応ができるようにするために、応急措置等の対応方針を示す。(P107 表 31)

4) 自然環境・景観保全

- ・ 将来的に遺構のき損を防ぎ、安全に散策・見学できるように、危険木の伐採や林床を明るくする間伐等の樹木・森林管理を行う。特に、登山道沿いや遺構付近にある枯損木及び衰弱木は、可能な限り早期に伐採する。(→第9章「史跡の整備」)
- ・ VI郭やII郭(本郭)等からの眺望景観を維持するために、必要最低限の範囲内で樹木の伐採等を行う。(→第9章「史跡の整備」)

5) 獣害対応

- ・ 獣害対策として、侵入防止柵の設置や忌避剤の散布などイノシシの掘り返し被害を軽減させる方法を検討する。

6) 今後保護を要する土地の追加指定

- ・ 追加指定に向けて情報収集し、条件の整った土地より順次国へ申請を行う。

7) 史跡の公有化

- ・ 必要に応じて、史跡指定地の将来的な公有化や地籍調査の実施を検討する。

（2）地区別の方法

○公開活用エリア

- ・ 曲輪や切岸、石垣等の城跡を構成する遺構を保全するため、定期的な点検を行い、き損が確認された場合には復旧方法を検討し対応する。
- ・ 測量調査を実施していない石垣の調査を継続して行う。
- ・ 遺構保護措置を検討するため地質調査、発掘調査等を実施する。
- ・ 森林環境の調査を行い、自然環境や景観に配慮しながら斜面の土砂の流出を防ぐ森林環境を検討する。
- ・ 飯盛城跡を構成する新たな遺構が発見された場合、その保存・活用について検討する。
- ・ 遺構のき損が確認された場合には見学者の安全確保のため速やかに復旧を行うこととし、復旧作業上、安全が確保できないと判断される場合には立ち入りを規制する。
- ・ 史跡指定地内の見学者の動線を検討し、踏み荒らしによる遺構の損壊を防ぐ。
- ・ 山頂からの眺望景観を維持するため、妨げとなる樹木の伐採を行う。
- ・ 全体排水計画を行い、雨水の浸水による遺構の損傷を防ぐ。

○遺構保全エリア

- ・ 急傾斜地であるため、見学者の入場規制対象地とする。
- ・ 曲輪や切岸、石垣等の城跡を構成する遺構を保全するため、定期的な点検を行い、き損が確認された場合には復旧方法を検討し対応する。
- ・ 測量調査を実施していない石垣の調査を継続して行う。
- ・ 遺構保護措置を検討するため地質調査、発掘調査等を実施する。
- ・ 森林環境の調査を行い、自然環境や景観に配慮しながら斜面の土砂の流出を防ぐ森林環境を検討する。
- ・ 飯盛城跡を構成する新たな遺構が発見された場合、その保存・活用について検討する。

○山腹エリア

- ・ 急傾斜地であるため、登山道以外は見学者の入場規制対象地とする。
- ・ 森林環境の調査を行い、自然環境や景観に配慮しながら斜面の土砂の流出を防ぐ森林環境を検討する。
- ・ 飯盛城跡を構成する新たな遺構が発見された場合、その保存・活用について検討する。

（3）史跡指定地外の方法

- ・ 史跡指定地ではないが飯盛城跡を構成する土地について、追加指定に必要な情報を収集し、条件が整えば追加指定を検討する。
- ・ 史跡指定地外（関連地）である飯盛城の支城跡等については、一体的な保存・活用をめざすため、城の機能性や城跡を結ぶ城道等の調査研究を実施する。また、その保存状況に注視し、周知の埋蔵文化財包蔵地として適切な対応を行う。

石垣番号	地区	構築位置	位置図		
6・7	198	Ⅲ郭 曲輪15西側山			
石垣面方位	地盤	構造			
西	楕山 (花崗岩岩盤) 斜面 (埋戻土・見取)	段築状石垣 (2段)			
配図					
延長(残存最大長)		高さ(残存最大高)		勾配	
1段目	2段目	1段目	2段目	1段目	2段目
10.82m	7.69m	1.0m	2.2m	70度	81度
材質		石材加工技法	石積み技法	石材形状・配列性	加工・補修等
花崗岩		自然石	野面積み	不整形・配列性なし	矢穴等・加工等は認められない
備 考					
【状態・目地等】 (1段目) 南端部分を除き、天然石が残存、粗石が一部露出している。基本的に横目地が通る。 (2段目) 部分的に天然石が残存。部分的に横目地が通る。 【劣化(石材・構造・地盤等)】 ●地盤：表面には土壌化層が薄く堆積している。一部地山が露出しているが、目視による観察では風化が著しい岩盤のメサ土化や剥落が起きている。 ●石材：表面の風化や亀裂はみられない。 ●構造 (1段目) 南端で倒木根による石材の剥落がある他、生育雑木、切株による石材のズレやせり出し、土砂流出による粗石の一部露出がみられる。令和4年にはイノシシの掘り返しによる土砂流出被害により粗石の一部が露出したため応急保護措置を講じている。 (2段目) 北端で倒木による被害と考えられる石材のせり出しがみられる。天然石はイノシシの掘り返しにより表土が覆われている。					
調査態		調査内容		管理措置	
平成28年度 記録写真撮影		平成28年度 台風21号により石垣生育倒木幹折れ 曲輪上の倒木を石垣上より役棄している ことが判明			
平成29年度 観測計画、記録写真撮影 メタシェイプ作成					
平成30年度 記録写真撮影					
平成31年度 記録写真撮影					
令和2年度 記録写真撮影		令和元年度 台風10号被害なし			
令和3年度 写真測量調査				令和3年度 台風21号による倒木除去	
令和4年度 土砂流出部分メタシェイ プ作成 記録写真撮影 石垣観測所見作成		令和4年度 イノシシによる掘り返しに より土砂流出		令和4年度 土砂流出応急保護措置 切株伐採 石垣面保護のため土嚢設置	

図 143 石垣台帳案(記入例：石垣 6・7)-1

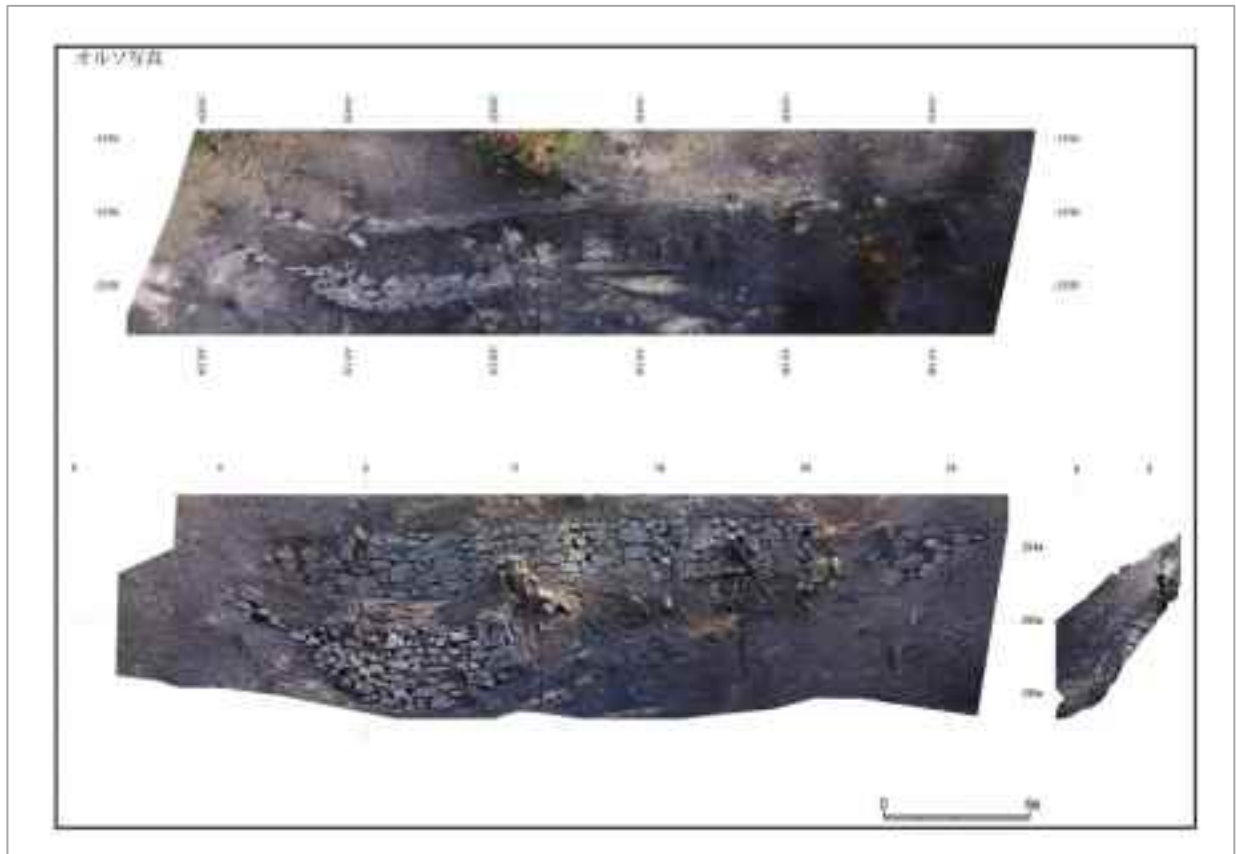


図 144 石垣台帳案(記入例：石垣 6・7)-2

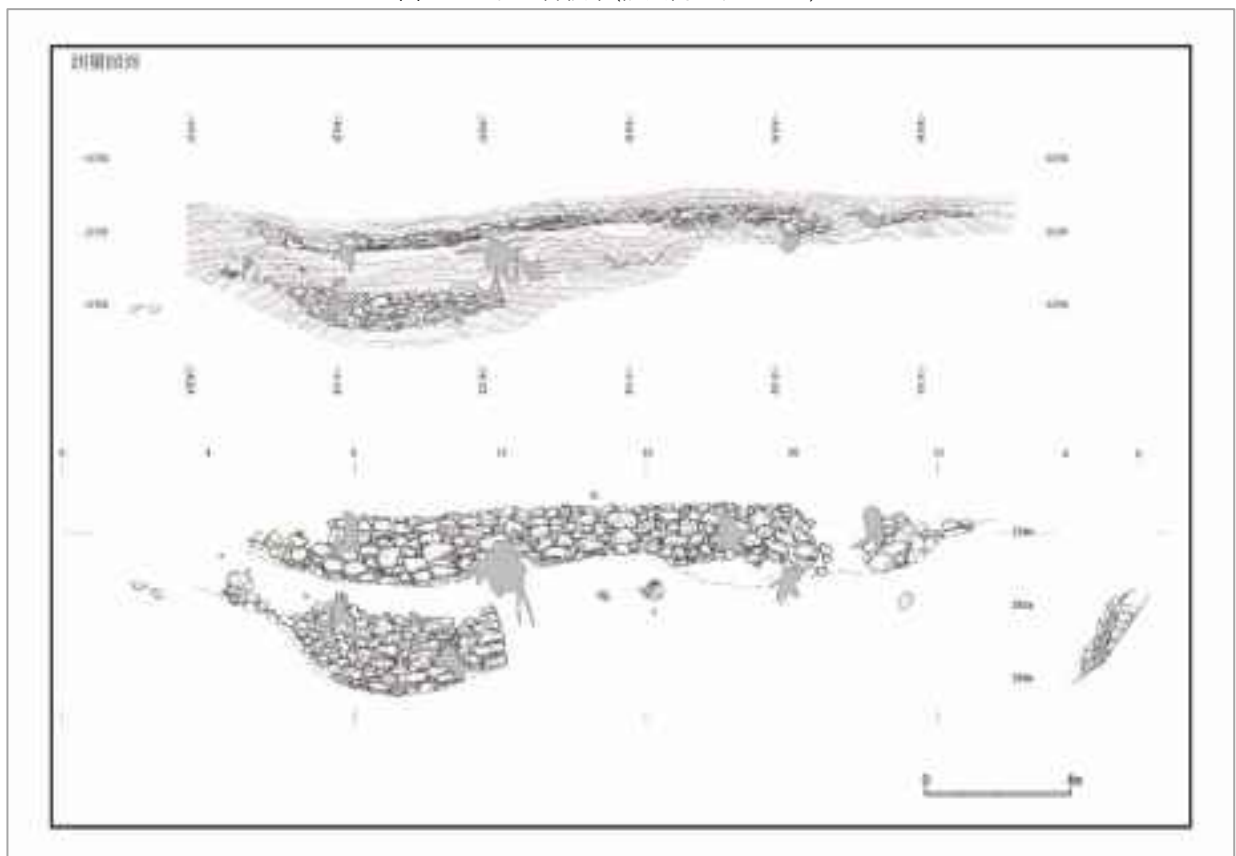


図 145 石垣台帳案(記入例：石垣 6・7)-3

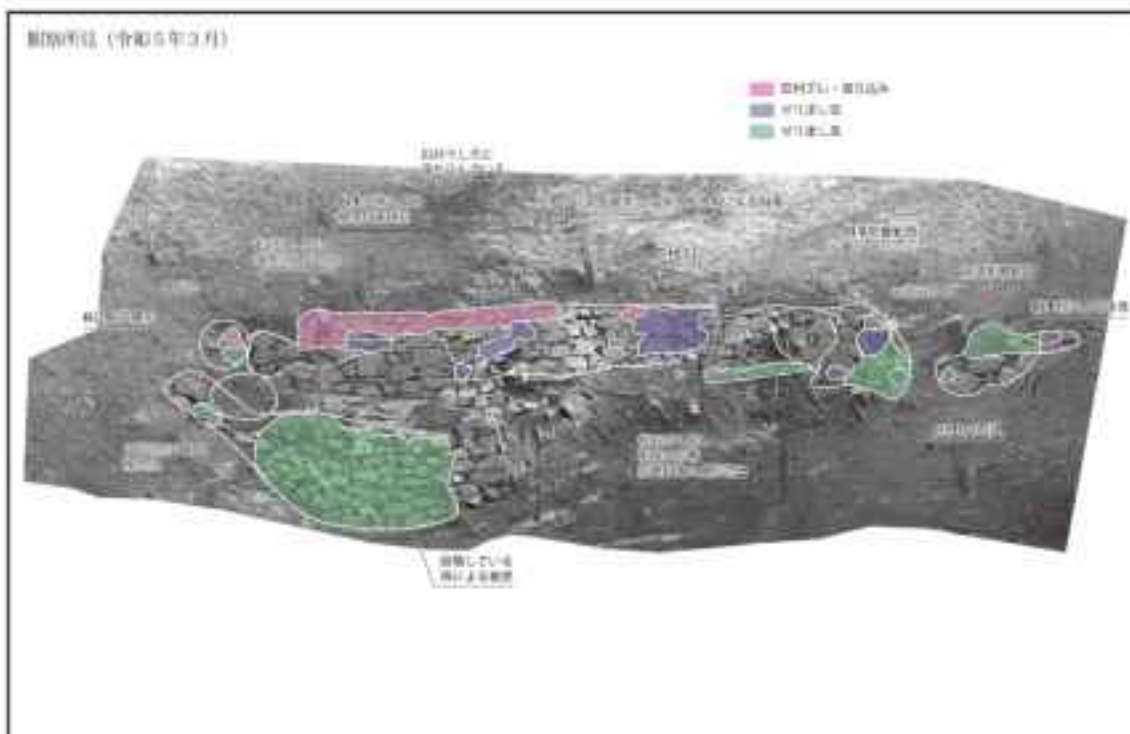


図 146 石垣台帳案(記入例：石垣 6・7)-4

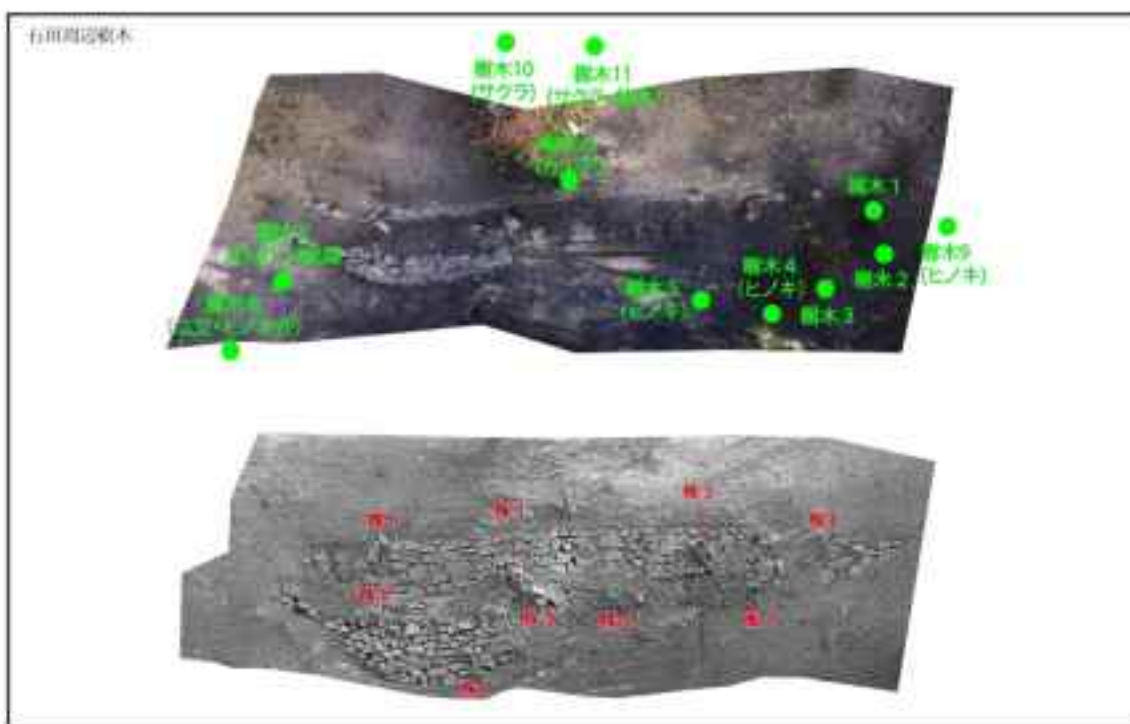


図 147 石垣台帳案(記入例：石垣 6・7)-5



図 148 石垣台帳案(記入例：石垣 6・7)-6

3. 現状変更等の取扱い基準

(1) 現状変更等の概要及び法令上の許可基準

史跡指定地内において現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき、国の機関においてはあらかじめ文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない(文化財保護法第168条)。また、その他の団体等が史跡名勝天然記念物に関し現状変更をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない(文化財保護法第125条)。

文化財保護法第125条1項で規定する「現状を変更する行為」は作為的かつ物理的に変更を生じさせる行為(例：掘削を伴う工事や堀の埋め立て等)をさし、「保存に影響を及ぼす行為」については物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、将来にわたり支障をきたす行為(例：重量物を積載した車両の度重なる通行等)をさす。同項にはただし書きがあり、許可が不要な行為が規定されている。また、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に規定された現状変更については文化財保護法第184条第1項第2号の規定により都道府県又は市の教育委員会がその事務を行うとある。これらの許可基準については表27(現状変更等の許可を必要とする行為)・表28(現状変更等の許可を要しない行為)・表29(現状変更を許可できない場合)のとおりである。

以上を踏まえ、法令上の基準を整理し、史跡指定地内の現状変更等の取扱い方針を定めて史跡の価値が損なわれないよう厳密な運営に努める。

表27 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの(届出先)	根拠法令と行為の内容	飯盛城跡で想定される行為
文化庁長官	■文化財保護法第125条第1項 【現状変更】 ○土地の形状の変更を行う行為(造成等) ○建築物・工作物の新築・増築・除去等 【保存に影響を及ぼす行為】 ○石材の薬剤処理 ○遺構の型取り ○史跡隣接地での工事に伴う指定地への影響 *現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 *法施行令第5条第4項に基づく行為は除く	【現状を変更する行為】 ○建築物の新築、増築、改築、撤去 ○園路・広場の舗装及び修繕 ○地形・土地の形質の変更、掘削 ○発掘調査等学術調査、史跡の保存整備等 ○工作物(塀・柵・説明板・看板等)の設置・改修・撤去 ○草木の植栽 ○枯死した樹木・遺構の保存上悪影響がある樹木の伐根(文化庁長官の許可が必要か要事前協議) 【保存に影響を及ぼす行為】 ○遺構の型取り ○地下遺構の直上又は建造物における重量物の搬入や通行、耐久構造を弱める行為 ○石垣等露出遺構の薬剤処理
大東市 四條畷市 文化財担当部局	■法施行令第5条第4項 ○小規模建築物(階数が2階以下、建築面積が120㎡以下等。)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ○工作物(建築物を除く。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していないものに限る。)	○イベント等に利用される仮設建築物の整備(テント等) ○工事にかかる仮設建築物(2年以内)の整備(仮設トイレ等) ○既存道路の舗装 ○建築物以外の工作物(塀・柵・説明版・看板等)の設置・改修・除去(ただし「土地の形状の変更を行う行為、保存に影響を及ぼす

	○道路の舗装若しくは修繕(土地の形状の変更を伴わないものに限る。) ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管等の工作物の設置又は改修 ○建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していないものに限る。) ○木竹の伐採 ○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	行為」を除く) ○木竹の伐採(枯損木、老朽木、危険木)
--	---	---

表 28 現状変更等の許可を要しない行為

区分	根拠法令と行為の内容	飯盛城跡で想定される行為
維持の措置	■文化財保護法第125条(第1項ただし書き) ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ○前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める ■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条 ○き損等からの現状復旧 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。 ○き損等の拡大を防止する応急措置 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ○除去(復旧が明らかに不可能である場合) 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき ■文化財保護法第127条 *許可は必要ないが届出(文化庁長官)が必要な場合 ○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手する30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。 ○許可を受ける必要がある場合は除く	○き損からの現状復旧 ○き損の拡大を防止する応急保護措置 ○復旧が不可能な場合におけるき損部分の除去

非常災害のために必要な応急措置	■文化財保護法第125条(第1項ただし書き) ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	○立入禁止柵・看板等の設置 ○倒木・折損木、流出土砂の撤去 ○遺構のき損を防ぐための土嚢やシート、保護具の設置
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	同上	
一般的な管理行為	○日常管理	○清掃 ○草刈り ○樹木管理（剪定、枝打ちなど） ○倒木、折損木の除去 ○史跡の保存・活用に資する既存の建築物の修繕 ○楠公寺所有建築物の改修・修繕

表 29 現状変更を許可できない場合

根拠法令	行為の内容
■文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（平成12年4月28日文部大臣裁定）	○史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合 ○史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合 ○史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

（２）現状変更等の取扱い方針と取扱い基準

１）飯盛城跡の現状変更等にかかる基本的な考え方

史跡の現状変更等の法令上の基準は３．（１）のとおりである。現状変更等に関する許可は許可権者である文化庁長官や大東市・四條畷市の文化財担当部局が法令で定められた基準や保存活用計画等に基づき判断をするものである。現状変更等の許可が必要かどうかについては、行為を行う者が大東市・四條畷市の文化財担当部局に事前に相談・確認することを基本とする。

現状変更等の取扱い方針及び取扱い基準の運用については、必要に応じて国、府と協議し指導・助言を得ながら適切に対応する。さらに許可された行為については申請者に関係する法令等（自然公園法等）の遵守について周知を図ることとする。

以下では前章で示した保存・活用等の基本方針に基づき史跡飯盛城跡の現状変更等の取扱い方針及び取扱い基準を定める。

２）現状変更等取扱い方針

- 飯盛城跡の本質的価値の保存のため原則として史跡の保存・活用・調査研究を目的とするものを除き、現状変更は認めない。
- 史跡の保存・活用・調査研究を目的とする行為においても、現状を変更する場合は史跡の価値を損ねることがないように、遺構を損傷しないこと、史跡に配慮した景観とすることに留意して実施しなければならない。
- 史跡の保存・活用を進めるうえで必要な行為については「事務処理基準(表 29)」に示された「現状変更を許可できない場合」に該当するか判断することとし、必要に応じて遺構の保護や遺構残存状況確認のための試掘・発掘調査や大東市・四條畷市の文化財担当部局職員の立ち合い等の条件を付すこととする。また、重要な遺構が発見された場合は計画変更等の協議を行うものとする。

i 行為の対象に関する取扱い方針

史跡の調査や遺構の保存・活用に関わる行為、森林管理、防災のために必要と認められる行為、史跡の保存・活用のために必要となる便益施設や説明板・工作物の建設・設置・改修、既設の公益施設及び宗教施設維持のための行為、既設の建築物や工作物の取り壊し・撤去・移設を除き、原則として現状変更は認めない。

ii 行為の内容に関する取扱い方針

史跡の本質的価値を構成する要素の保存と景観への配慮の原則として、遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は原則として認めない。

ただし、便益施設や既設の公益施設及び宗教施設の改修、それらの付帯施設や関連するインフラ整備については、改修等の行為が遺構や景観に影響を及ぼさないよう配慮を行うことを条件として認める場合がある。

3) 史跡飯盛城跡の現状変更等取扱い基準

本計画では、史跡指定地内における下記の行為についてその基準を定めることとする。

表 30 史跡区域内の現状変更等の取扱い基準

項目 エリア		公開活用エリア及び遺構保全エリア (飯盛城跡の城域)	山腹エリア
基本事項		○大東市・四條畷市の文化財担当部局に事前に相談・確認することを基本とする。 ○現状変更等の取扱い方針及び取扱い基準の運用については、必要に応じて国・府と協議し指導・助言を得ながら適切に対応する。	
行為の内容に関する取扱い方針		○史跡の本質的価値を構成する要素の保存と景観への配慮の原則として、遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は原則として認めない。	
現状変更等の取扱い基準	発掘調査	史跡の保存・活用を図ることを目的とした発掘調査で必要最低限なものは認める。	
	遺構の保存整備・復元	発掘調査等の成果に基づいたものとし、国・府と協議してその実施を検討する。	
	地形の改変・地盤改良	原則として認めない。 ただし、史跡整備、遺構の保護、遺構復元等(盛土による遺構の保護・復元や園路の整備、石垣の崩壊を防ぐ地盤改良、堀の堆積土の除去等)、史跡の保存・活用のために必要なものについては内容を勘案して認める。	○遺構の保護や登山道整備に必要な地形の改変については、内容を勘案し、史跡と景観への影響がない最小限のものは認める。 ○治山事業等に伴う土地の改変・地盤改良については、工事着手前に所在する市の文化財担当部局と協議し、防災及び森林管理上やむを得ないと認められる場合は本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。
	史跡の保存・活用に資する便益施設	建築物	○史跡の保存・活用に必要と認められる小規模な建築物(管理用倉庫等)の新築・増築・移転について、本質的価値及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。 ○改修・除去を認める。
		工作物	○史跡の保存・活用に必要と認められる工作物(誘導標識、説明板、ベンチ等)の新設・増設・移転について、本質的価値及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。 ○改修・除去を認める。
	建築物の新築、建替え、増築、移転、撤去(便益施設を除く)	○新築・増築・既存建築物の史跡指定地内における移転は原則として認めない。 ○既存大規模建築物については、建替えは原則として認めない。ただし、同位置・同規模である場合、国・府と協議し建替えを判断する。 ○既存小規模建築物の建替えについては、同規模程度である場合、国・府と協議し建替えを判断する。 ○既存建築物の修繕、改修、模様替を本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。 ○既存建築物の撤去は本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。 ○既設建築物の史跡指定地外への移転は本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。	
	工作物・土木構築物の新設、改修、移転、除去(便益施設を除く)	○新設・史跡指定地内における移動は原則として認めない。 ただし、防災や土地の管理、公共・公益上に必要と認められる工作物・土木構築物の新設・改修については本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。 ○除去は本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。	
	道路・園路の新設、改修、復旧	○原則として新設は認めない。 ただし、史跡の保存・活用に資するための新たな見学路の設置については、その位置と設置工法等、内容を勘案して認める。 ○公共・公益上必要な道路の維持のための改修・復旧は本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。	
	地下埋設物の新設、改修、除去	○原則として新設は認めない。 ただし、史跡の維持管理及び公共・公益上必要な地下埋設物の新設等は内容を勘案し、本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。 ○既存地下埋設物の改修、除去については本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。	
	墓石の新設、改修、除去	○原則として既存墓地外での新設は認めない。 ○既存墓地内での墓石の新設、改修、除去は、本質的価値と景観に影響を及ぼさない範囲で認める。 ○土地の形状変更を伴う行為については、原則認めない。	原則として新設は認めない。
	木竹の伐採・伐根	○史跡の保存・活用及び森林管理に必要だと認められる木竹の伐採は、原則として認める。	

		○原則として伐根は認めない。 ただし、遺構への影響がないものや、遺構保護措置を講じたものは認める。	伐根は本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。
	植林・植栽	○遺構の保護や土砂流出の軽減、森林劣化対策等、史跡の保存に必要だと認められる植林・植栽以外は認めない。	森林管理上、必要な植林は本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。
	その他	上記に当てはまらない史跡の保存・活用に必要と認められる行為については、必要に応じて国・府と協議のうえ判断する。	

※本表では、次の用語を下記のとおりの定義で使用する。

新築(新設)：これまで建築物・工作物(以下、建築物等)が建っていなかったところに建築物等を新たに建てること(移築してくるとも含む)

増築：既存の建築物等に附属するものを建て加えること

建替え：既存の建築物等の一部あるいは全部を破却して、同位置・区域に建て直すこと

改修：既存の建築物等の建て直しや建て加えることをせずに、既存の建築物等では不足している機能性を強化すること

復旧：災害等でき損・劣化した箇所を元の状態に戻すこと

修繕：既存の建築物等の機能性はそのままにき損・劣化箇所を元の状態に直すこと

模様替え：既存の建築物の構造や規模、機能性を変えない範囲で内装のみを変えること

地盤改良：崩れやすい地盤を安定する地盤へと強化すること

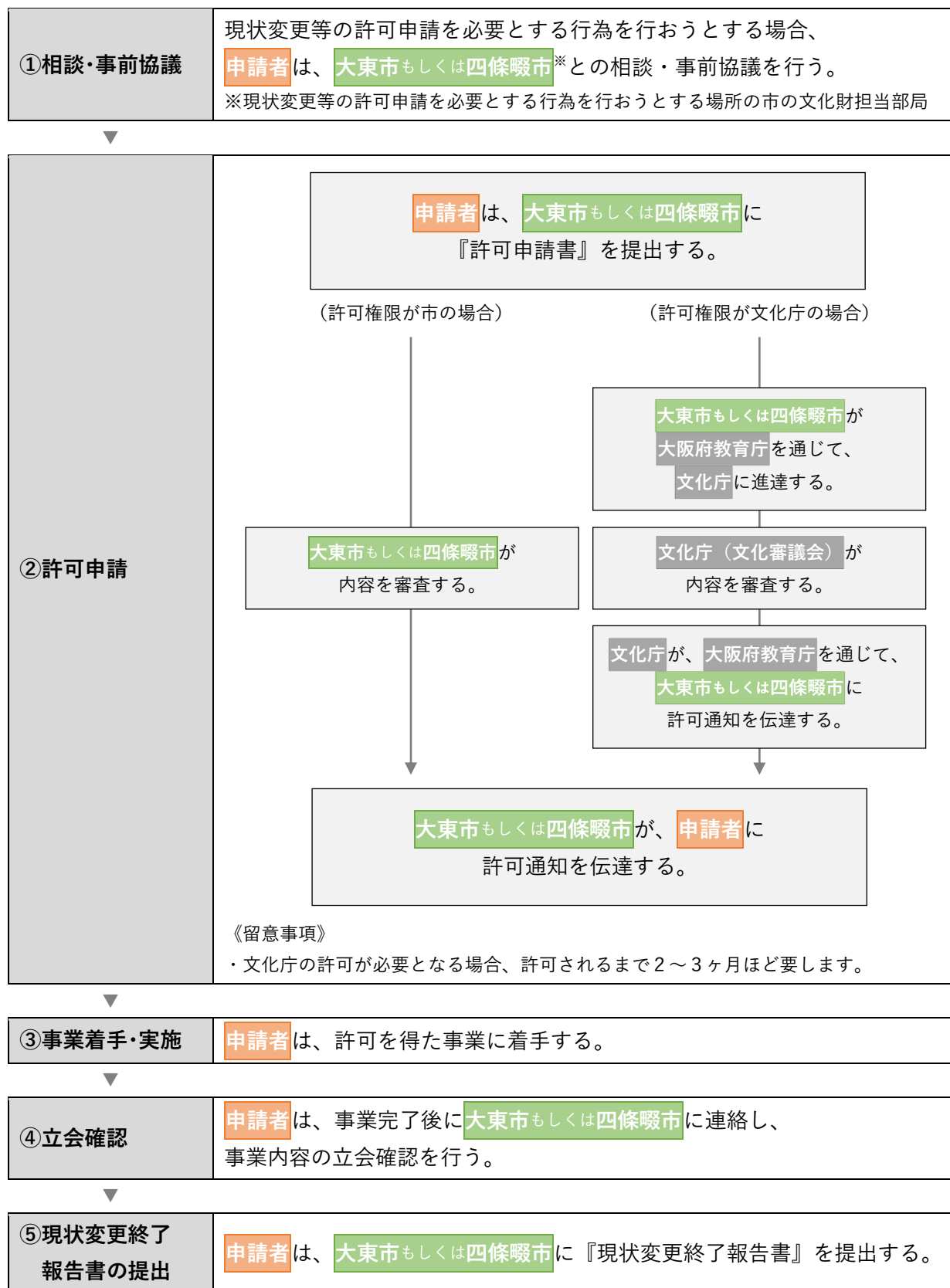
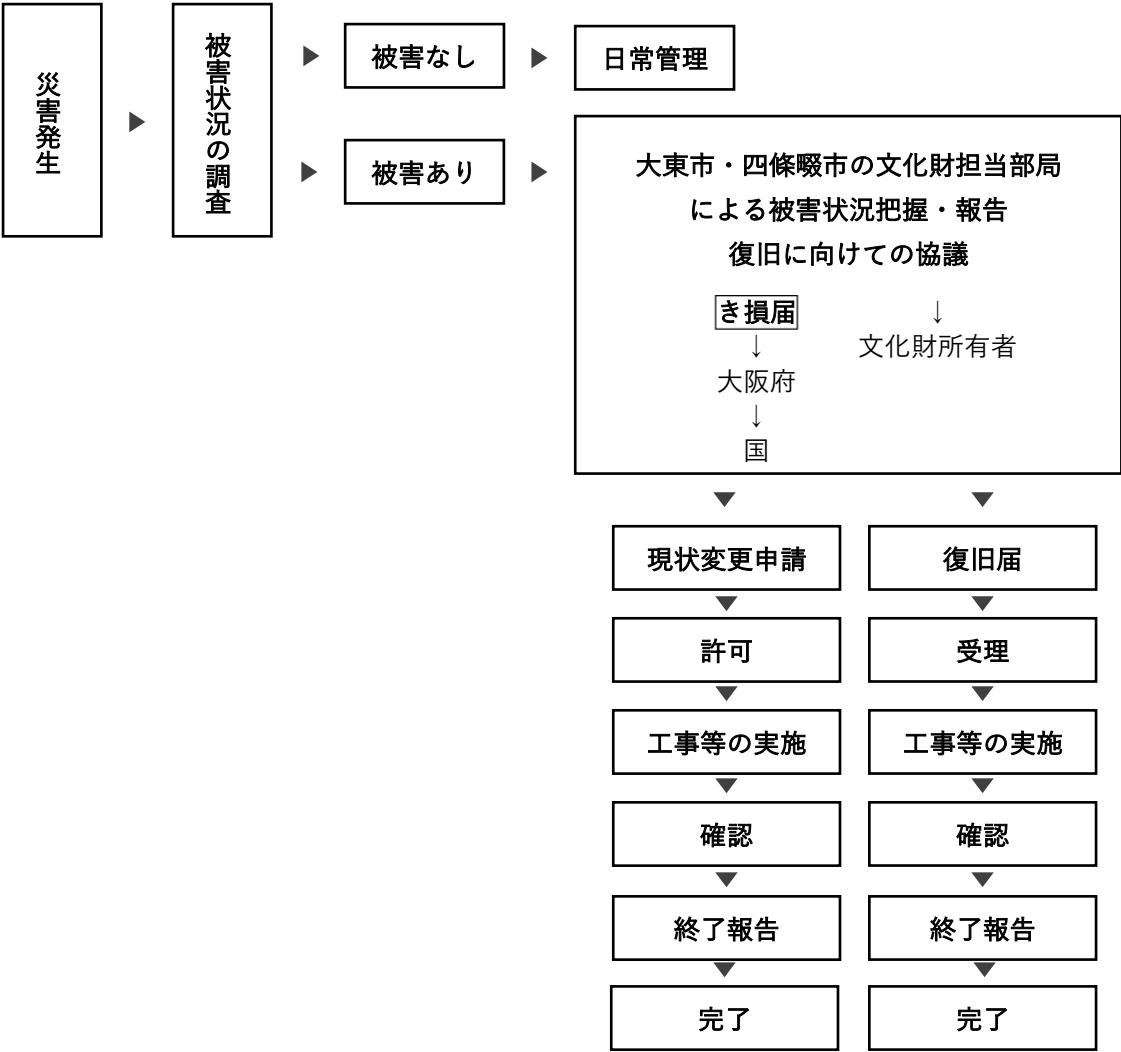


図 149 現状変更等の手続きフロー



※災害復旧においては文化財保護法による手続きだけでなく、自然公園法(金剛生駒紀泉国定公園[特別地域])、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(近郊緑地保全区域)、森林法(保安林、地域森林計画対象民有林)、砂防法(砂防指定地)による手続きも必要となる可能性もあるため、復旧事業の内容によっては管轄省庁等との調整が求められる。

図 150 災害発生時における復旧対応フローチャート

表 31 想定される応急措置イメージ

遺構保護に関すること	・倒木など遺構のき損要因となっているものは除去する。 ・き損箇所は、必要に応じてブルーシート等で養生する。 ・流出した土砂は、必要に応じて補填する。
石垣保全に関すること	・崩れた石垣が見学通路上や曲輪上などにある場合、記録を取りながら撤去する。 ・斜面下部に落下した石材は、可能な範囲で回収する。 ・さらなる崩壊等の防止するために必要な箇所に土嚢を設置する。 ・石垣上面部に陥没が発生していれば、不透水性のシートで被覆する。
見学環境に関すること	・見学通路上に倒れた樹木等は除去する。 ・見学上危険な場所があれば、ロープ等で立ち入りを規制する。立ち入り規制区域を設定する際は、ホームページ等で公表する。